



平成 22 年度

情報公開制度及び個人情報保護制度 の実施状況

越谷市情報公開センター

目 次

第1 はじめに

1 情報公開制度について	1
2 個人情報保護制度について	2

第2 情報公開制度の実施状況

1 公開請求の件数及び処理状況	3
2 非公開決定等の理由	5
3 公開請求の内容別件数及び個別の処理状況	5

第3 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報取扱事務の状況	25
2 保有個人情報の目的外利用等の状況	28
3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況	30
4 不開示決定等の理由	32
5 開示請求の内容別件数及び個別の処理状況	32
6 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況	33

第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会	42
2 不服申立ての状況	42
3 審査会の開催状況	42

第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審議会	43
2 審議会の開催状況	43
3 意見照会書及び審議会答申	45

資料

越谷市情報公開条例	50
越谷市個人情報保護条例	59
越谷市長が保有する情報の提供に関する規程	71

第1 はじめに

1 情報公開制度について

情報公開制度とは、実施機関が保有している情報（公文書）を皆さんからの請求により公開する制度です。

この制度は、市の行政活動について説明する責任を全うするようになるとともに、公正で開かれた市政を一層推進していくことを目的としています。

実施機関は、次のとおりです。

- ・市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会
- ・議会
- ・越谷市土地開発公社、財団法人越谷市施設管理公社

制度を利用する方

どなたでも請求することができます。

請求から決定まで

情報公開センターの職員と相談し、請求書に公文書の名称又は内容、公開の方法など所定の事項を記入してください。郵送でも請求することができます。

実施機関は、公開請求があった日から原則として15日以内に公開するかしないかを決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときは、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

公開に要する費用

原則として1件につき200円の手数料がかかりますが、市民の皆さんや公文書の内容に利害関係のある方などは、無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合は、手数料のほかにコピー代や郵送料を負担していただきます。

公開できない場合

公開請求のあった公文書は、公開することを原則としていますが、個人のプライバシーに関する情報などが記録されている場合は、公開できないことがあります。

なお、決定に不服がある場合には、不服申立て等をすることができます。

2 個人情報保護制度について

個人情報保護制度とは、実施機関が保有している個人情報の開示・訂正等をご本人の請求により行う制度です。また、実施機関が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めています。

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政を一層推進していくことを目的としています。

実施機関は、情報公開制度と同じです。

制度を利用できる方

どなたでもご本人の個人情報の開示・訂正等を請求することができます。

請求から決定まで

開示、訂正、削除、目的外利用の中止、外部提供の中止の請求ができます。

情報公開センターで職員と相談のうえ、個人情報を特定し、請求書に所定の事項を記入してください。

その際、個人情報のご本人であることを確認するための書類（運転免許証、旅券など）の提出又は提示が必要になります。また、訂正の場合には、ご本人であることを確認するための書類のほか、訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等の提出又は提示が必要になります。

実施機関は、開示・訂正等をするかどうかについて、原則として請求があつた日から15日以内に決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

開示・訂正等に要する費用

手数料は無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合には、コピー代や郵送料を負担していただきます。

開示・訂正等ができない場合

開示請求のあった個人情報は、開示することを原則としていますが、開示することにより第三者に不利益を与えるものなど、開示できない情報もあります。また、訂正等の場合も、事実に誤りがあると認められないときは、訂正等をしないことがあります。

なお、決定に不服がある場合には、不服申立て等をすることができます。

第2 情報公開制度の実施状況

1 公開請求の件数及び処理状況

越谷市情報公開条例に基づく平成22年度の公開請求の件数は36件（平成21年度は43件）で、公開請求の対象となった公文書数は44文書（平成21年度は142文書）でした。なお、実施機関別の公開請求の件数及び処理状況は表1のとおりで、部分公開を含め、文書不存在等による非公開を除いた公開率は97%（平成21年度は98%）となっています。

また、請求者の区分別件数は表2、課別の処理状況は表3のとおりです。

表1 実施機関別の公開請求の件数及び処理状況 () 内は平成21年度

実施機関	請求件数	処理状況				
		公開	部分公開	非公開	取下げ	合計
市長	34 (38)	13 (19)	16 (16)	8 (6)	10 (11)	47 (52)
教育委員会	1 (5)	0 (3)	1 (1)	0 (2)	0 (0)	1 (6)
選挙管理委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公平委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
監査委員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
農業委員会	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
固定資産評価審査委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
議会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
土地開発公社	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
越谷コミュニティセンター	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
施設管理公社	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	36 (43)	13 (22)	18 (17)	8 (8)	10 (11)	49 (58)

※ 1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理状況の合計は一致しないことがあります。

表2 請求者の区別件数

() 内は平成21年度

請求者の区分	件数
市内に住所を有する者	13 (18)
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	1 (1)
市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	0 (0)
市内に存する学校に在学する者	0 (0)
公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの	4 (0)
その他	18 (24)

表3 課別の処理状況

課名	処理状況				
	公開	部分公開	非公開	取下げ	合計
市長	政策経営課	0	0	0	1
	情報統計課	3	0	1	0
	契約課	0	1	0	0
	総務管理課	0	0	0	1
	資産税課	1	0	0	0
	納税課(収納課)	2	0	2	0
	地域活動推進課	0	1	0	1
	国民健康保険課	1	0	1	0
	保育課	0	1	0	1
	環境資源課	0	0	0	1
	環境保全課	0	1	0	2
	建設総務課	0	1	0	0
	治水課	0	1	0	0
	下水道課	0	1	0	1
	市街地整備課	0	1	0	0
	公園緑地課	1	1	0	1
	開発指導課	5	4	1	0
	建築住宅課	0	1	0	0
	市立病院庶務課	0	1	0	0
	出納課	0	0	2	0
	消防本部警防課	0	0	1	0
	消防署大相模分署	0	1	0	1
小計		13	16	8	10
教育委員会	総務課	0	1	0	0
農業委員会		0	1	0	0
合計		13	18	8	10
					49

2 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、表4のとおりです。

表4 非公開又は部分公開の理由

() 内は平成21年度

理 由	件 数
個人に関する情報（第7条第1号）	8 (6)
法人等に関する情報（第7条第2号）	3 (4)
国等との協力関係等に関する情報（第7条第3号）	0 (2)
公共の安全等に関する情報（第7条第4号）	13 (13)
審議、検討又は協議に関する情報（第7条第5号）	0 (2)
事務又は事業に関する情報（第7条第6号）	1 (7)
法令秘情報（第7条第7号）	2 (0)
存否不回答（第10条）	0 (0)
文書不存在	5 (7)
その他（条例の適用対象外）	2 (0)

※ 1件の決定に、複数の非公開理由が含まれているものがあります。

3 公開請求の内容別件数及び個別の処理状況

公開請求の内容別件数は表5、個別の処理状況は表6のとおりです。

なお、情報公開の総合的な推進を図るため、非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報については、「越谷市長が保有する情報の提供に関する規程」等に基づき、請求手続きによることなく、積極的に情報提供をしています。

また、請求があったものでも、簡易迅速に対応できるときは、情報公開請求を取り下げいただき、速やかな情報の提供に努めています。この場合、個別の処理状況の「備考」欄に明記してありますが、取下げ10件のうち9件が情報提供で対応したものとなっています。

表5 公開請求の内容別件数

平成22年度

請求の内容	件数
開発行為許可申請書等、開発に関する文書	9
国民健康保険税の収納に関する文書	9
業務委託、工事等の契約に関する文書	4
火災原因調査に関する文書	2
賠償責任保険等に関する文書	1
市民活動、自治会活動等の災害補償制度に関する文書	1
家屋価格等縦覧帳簿	1
土地区画整理事業の事業経緯等に関する文書	1
建築基準法に基づく報告に関する文書	1
下水道法等に基づく特定事業場一覧	1
公園整備に関する説明会の議事録	1
墓地台帳	1
残土処理に関する文書	1
救急搬送に関する文書	1
弁護士委託料に係る歳出に関する文書	1
農地転用許可申請書等、農地の転用等に関する文書	1

(参考) 平成21年度

請求の内容	件数
土地区画整理事業の事業経緯等に関する文書	11
開発行為許可申請書等、開発に関する文書	8
医事業務委託契約に関する文書	4
下水道法等に基づく特定事業場一覧	2
指定管理者作成の事業計画及び收支計画に関する文書	2
生体認証システムの導入、運用に関する文書	2
オウム真理教（現A l e p h）に係る調査結果に関する文書	1
市長事務引継書	1
市民活動、自治会活動等の災害補償制度に関する文書	1
首長交際費に関する文書	1
小中学校敷地内禁煙の取り組みに関する文書	1
小中学校の物損事故報告書	1
自立支援事業助成事業者の決定等に関する文書	1
中学生の調査書における各教科の学習評価割合に関する文書	1
地理情報システムから出力した図面	1
都市計画道路街路築造工事契約に関する文書	1
平和事業の特別旅費に係る当初予算見積書	1
保育実施基準表	1
民生委員・児童委員名簿	1
A4コピー用紙の購入契約に関する文書	1

(参考) 平成20年度

請求の内容	件数
西大袋土地区画整理事業地内の産業廃棄物に関する文書	9
開発行為許可申請書等、開発に関する文書	8
国民健康保険税のコンビニ収納に関する文書	7
政務調査費収支報告書	2
固定資産税標準宅地の鑑定評価に関する文書	2
傷害保険の保険証券	2
男女共同参画苦情処理委員による面談内容等に関する文書	2
地理情報システム業務委託契約書	1
土壤汚染対策法に基づく指定区域台帳	1
姉妹都市提携20周年記念贈呈品絵画の購入に関する文書	1
出羽堀の護岸工事に係る仕様書	1
中央市民会館1階の絵画「旭日・希望」の購入に関する文書	1
職員の退職金等に関する文書	1
指定管理者の選定に関する文書	1
教科用図書採択協議会及び教科用図書調査委員会に関する文書	1
こしがや能楽堂の事業実績報告書	1
可燃物収集運搬の委託契約に関する文書	1
中学校の事故報告書	1
越谷市民球場等の設備清掃に関する業務委託契約書	1

(参考) 平成19年度

請求の内容	件数
開発行為許可申請書等、開発に関する文書	8
道路位置指定（変更・廃止）申請書	6
水質汚濁防止法に基づく特定施設一覧等、環境に関する文書	3
中島地区の工業団地に関する文書	3
西大袋土地区画整理事業地内の産業廃棄物に関する文書	3
小中学校補助教員の優先順位等に関する文書	2
農地転用許可申請書等、農地の転用等に関する文書	2
政務調査費収支報告書	2
市議選の選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成に関する契約届け出書	1
消防法に基づく防火対象物に関する文書	1
新築建物等の住居表示に関する文書	1
小中学校のプールの材質、建設（改修）年度等に関する文書	1
（仮称）御殿町公園用地の買収に関する文書	1
靈廟の建設に関する文書	1
越谷駅東口再開発事業の事業経緯等に関する文書	1
自治会長名簿	1

表6 個別の処理状況(4月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	件数	対象公文書件名	公開決定等の内容	公開に係る費用	実施機関(所管課)	決定日	備考
			区 分	理 由	手数料	複写料金				
1	22. 4. 23	平成11年5月11日から7月8日の間に行われた西大袋区画整理事業仮換地の個別説明会で出された168件の意見・要望が分かる文書	※1	※2 市内の個人 1	部分公開 第7条 第1号	0円	630円 (市街地整備課)	市長 (市街地整備課)	22. 5. 7	閲覧後、対象公文書の写しを交付
<p>※1 西大袋土地区画整理事業仮換地案個別説明会記録書No.1～3のうち、次に該当する内容のもの</p> <p>ア 仮換地が、原位置からずれることに反対する</p> <p>イ 原位置にしてほしい</p> <p>ウ 仮換地先に塗材、ガラ等が埋まつていて、土質に不満があるの位置を変えて欲しい</p> <p>エ 自分の仮換地間で交換して欲しい</p> <p>オ 土地をまとめて欲しい。また分割して欲しい</p> <p>カ 現在の農地に換地先があり、地盤沈下が心配なので位置を変えて欲しい</p> <p>※2 権利者の氏名、年齢、住所、続柄、職業、役職、縁故関係 権利者の法人名 (記録)の中の権利者の氏名の一部 権利者の相談者の氏名 権利者の家族の身体的属性 土地の所在地番、面積、地目(宅地、農地、公園を除く) 家屋所在地番、家屋の種類、名称 家屋の位置 仮換地案の画地番号、面積 街区内の所有者が限定されているために権利者が特定される仮換地の街区番号、地区の名称 精算金の点数</p>										

個別の処理状況(5月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書件数	公開決定等の内容	公開に係る費用	実施機関(所管課)	決定日	備考	
				区分	理由	手数料	複写料金			
2	22. 5. 10	平成22年3月1日から平成22年4月30日までに許可のあつた開発行為許可(変更)申請書(戸建住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドの用途のものを除く)のうち、申請書(分がみ部分)、設計説明書(裏面を除く)、位置図、給排水計画図。ただし、印影を除く。 なお、変更申請がある場合で文書が重複するときは、最終のもの(この場合、当初許可申請の申請書(かがみ部分)を含む)		1. 開発行為許可申請書(許可番号平成22年3月19日第108号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、開発区域位置図、土地利用計画図。 2. 開発行為許可申請書(許可番号平成22年4月5日第118号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、配置図。ただし、印影を除く 3. 開発行為許可申請書(許可番号平成22年4月14日第1号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図・付近見取図、土地利用計画図。 4. 開発行為許可申請書(許可番号平成22年4月21日第6号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、全体案内図、全体配置図。ただし、印影を除く	公開	800円 800円 800円 800円	240円 240円 240円 240円	市長 (開発指導課)	22. 5. 21	
3	22. 5. 26	墓地台帳(南茨島○○)	市内の個人	1	墓地台帳 番号:E-31(所在地越谷市南茨島○○番地)	部分公開 第7条第1号	経営者、管理者の生年月日	20円 0円	市長 (環境保全課)	22. 6. 8 閲覧後、対象公文書の交付

個別の処理状況(6月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書件数	公開決定等の内容	公開に係る費用	実施機関(所管課)	決定日	備考
				区分	区分理由	手数料	複写料金		
4	22.6.3	「家屋価格等縦覧帳簿(平成22年1月1日現在)」等に登録・記載されている家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、階層、建築年月日(家屋の課税評価額、非公開情報を除く)	その他	平成22年度家屋価格等縦覧帳簿(ただし、評価額、未登記家屋を除く)	公開	200円	51,400円	市長(資産税課)	22.6.17
5	22.6.28	搬送した急病人が実は監禁事件被害者本人である等刑事事件を認識できる情報を入手したときの告発義務に関する文書	利害関係者	請求の内容に該当するもの	非公開	その他の (対象外)		市長(警防課)	22.7.12

個別の処理状況(7月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書件数	公開決定等の内容	公開に係る費用	実施機関(所管課)	決定日	備考
				区分	理由	手数料	複写料金		
6	22.7.5	平成22年5月1日から平成22年6月30日までに許可のあつた開発行為許可(変更)申請書(戸建住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドの用途のものを除く)のうち、申請書(かがみ部分)、設計説明書(裏面を除く)、位置図、給排水計画図。ただし、印影を除く。 なお、変更申請がある場合で文書が重複するときは、最終のもの(この場合、当初許可申請の申請書(かがみ部分)を含む)	その他	1 1. 開発行為許可申請書(許可番号平成22年5月21日第102号) のうち、申請書、設計説明書裏面を除く)、案内図(周辺)、配置図。ただし、印影を除く 2. 開発行為許可申請書(許可番号平成22年5月21日第11号) のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、土地利用計画図。ただし、印影を除く 3. 開発行為許可申請書(許可番号平成22年6月23日第29号) のうち、申請書、設計説明書裏面を除く)、案内図・付書(裏面を除く)、土地利用計画図。ただし、印影を除く	公開	600円 600円 0円	130円 130円 0円	市長(開発指導課)	22.7.14
7	22.7.5	平方公園の整備に関する説明会議事録(平成21年10月開催分、平成22年3月開催分)	市内の個人	1 1	平方公園の整備に関する説明会について(報告)(平成21年10月28日開催)。ただし、参加者名簿、配布資料を除く 平方公園の整備に関する説明会について(報告)(平成22年3月26日開催)。ただし、参加者名簿、配布資料を除く	公開 部分公開	0円 0円	市長(公園緑地課)	22.7.20
8	22.7.14	越谷市ボランティア活動災害補償制度について、次に掲げる ・概要がわかるパンフレット、チラシ等 ・実施要綱・災害補償規定等 ・平成22年度契約の仕様書 ・平成22年度契約の保険証券・特約書 ・平成21年度の事故件数、被害者に支払った保険金額	その他					市長(地域活動推進課)	22.7.15 (情報提供で対応)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	件数	対象公文書	公開決定等の内容	公開に係る費用	実施機関 (所管課)	決定日	備考
					件名	区分	理由	手数料 複写料金		
9	22.7.20	平成〇年〇月〇日〇時頃に流 通国地内で発生した車両火災 の火災原因報告書	利害関 係者	1	火災原因調査報告書について (報告)(平成22年7月13日決裁) のうち、火災調査書及び火災 原因判定書(裏面を除く)の部 分	・氏名(ただし、市職 員を除く) ・運転手の火災発生 までの行動に係る 部分 ・発見者の通報まで の行動に係る部分 ・火災調査書のう ち、火元欄の年 齢、職業、住所、 業 態、区分 ・火元車両の車種 ・損害額 ・焼損物件	0円 30円	市長 (大相模分署)	22.7.30	
10	22.7.20	平成〇年〇月〇日〇時頃に流 通国地内で発生した車両火災 の火災原因報告書	利害関 係者						市長 (大相模分署)	22.7.21 取下げ (情報提供 で対応)

個別の処理状況(8月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	件数	対象公文書 件名	公開決定等の内容	公開に係る費用	実施機関 (所管課)	決定日	備考
11	22. 8. 6	平成19年度、平成20年度、平成21年度、平成22年度4月～6月までに環境資源課が発注した全課・公園緑地課が発注した業務委託・工事(10万円以上の発注件名・発注日・発注元所属部署名・発注先・発注金額・発注形態が分かれる文書(ただし、公表されているものを除く))	請求の内容の環境資源課に係るもの 請求の内容の環境保全課に係るもの その他		請求の内容の環境資源課に係るもの 請求の内容の環境保全課に係るもの 請求の内容の公園緑地課に係るもの	区 分 理 由 非公開部分	手数料 複写料 金	市 長 (環境資源課) 市 長 (環境保全課) 市 長 (公園緑地課)	22. 8. 6 (情報提供 で対応) 22. 8. 6 (情報提供 で対応) 22. 8. 6 (情報提供 で対応)	

個別の処理状況(9月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書件数	公開決定等の内容	公開に係る費用	実施機関(所管課)	決定日	備考	
				区分件数	区分理由	手数料	複写料金			
12	22.9.6	平成22年7月1日から平成22年8月31日までに許可のあつた開発行為許可(変更)申請書(戸建住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドの用途のものを除く)のうち、申請書(分がみ部分)、設計説明書(裏面を除く)、位置図、給排水計画図。ただし、印影を除く。 なお、変更申請がある場合で文書が重複するときは、最終のもの(この場合、当初許可申請の申請書(かがみ部分)を含む)	その他	2	1.開発行為許可申請書(許可番号平成22年8月16日第41号) のうち、申請書、設計説明書裏面を除く)、案内図、配置図・外構図兼屋根形状図。 2.開発許可事項変更届出書(許可番号平成22年5月21日第102号)のうち、届出書。ただし、印影を除く	公開	400円 50円	市長(開発指導課)	22.9.21	
13	22.9.10	建築基準法第12条第5項の規定による報告書の受理について(同い)(平成21年11月6日決裁)	市内の個人	1	建築基準法第12条第5項の規定による報告書の受理について(同い)(平成21年11月6日決裁)	・建築基準法第2条第5項の規定による報告書のうち、報告書作成者の携帯電話番号 ・建築基準法第12条第5項の規定による報告書のうち、報告書作成者の印影 ・委任状のうち、申請人の印影 ・附近見取図のうち、一級建築士の印影 ・配置図のうち、一級建築士・報告書作成者の印影 ・プラン配置図 ・S=1:300のうち、報告書作成者の印影 ・□□店□増築プランS=1/100 ・□□□基本パターン機会配置図面(別棟:2台)	0円 80円	市長(建築住宅課)	22.9.22	

個別の処理状況(10月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書件数	公開決定等の内容	公開に係る費用	実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料	金
14	22.10.18	越谷市で契約している平成21年度・平成22年度の「行財政情報サービス(iJAMP)の契約」について、次の3点が分かるもの ・契約金額 ・ライセンス数 ・契約期間	その他		非公開部分				22.10.18 取下げ (情報提供 で対応)

個別の処理状況(11月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書件数	公開決定等の内容	公開に係る費用	実施機関(所管課)	決定日	備考
				区分	理由	手数料	複写料金		
15	22. 11. 2	平成22年9月1日から平成22年10月31日までに許可のあつた開発行為許可(変更)申請書(戸建住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドの用途のものを除く)のうち、申請書(分がみ部分)、設計説明書(裏面を除く)、位置図、給排水計画図。ただし、印影を除く。	その他	1. 開発行為許可申請書(許可番号平成22年10月8日第43号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、計画配置図。ただし、印影を除く 2. 開発行為許可申請書(許可番号平成22年10月25日第57号)のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、印影を除く	公開	400円 90円	90円	市長(開発指導課)	22. 11. 16
16	22. 11. 8	下水道法、水質汚濁防止法に係る特定事業場(排水先が河川のもの・下水道のもの、排水量50m ³ /日以上)の一覧(事業場名、所在地、排水量、原水質、污水処理方式、排水口数、排水口毎の水量)	その他	請求の内容の下水道法に係るもの				市長(下水道課)	22. 11. 8 (情報提供で対応)
17	22. 11. 17	越谷市が契約者となり、平成22年度において締結された損害保険契約(自動車保険を除く)について、保険料・保険種類・補償内容・保険会社名・取扱店が記載された書類(保険証券等) 1. 庁舎の火災保険 2. 次の事業に対する賠償責任保険・傷害保険 ①学童保育 ②市民活動 ③道路管理 ④下水道 ⑤河川事業	その他	請求の内容の1に該当するもの				市長(総務管理課)	22. 11. 18 (情報提供で対応)
18								市長(保育課)	22. 11. 30

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分 件数	対象公文書 件名	区分 理由	公開決定等の内容	公開に係る費用 手数料 複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			3	1. 公民館総合保障制度加入証書(加入証書作成日平成22年4月30日、主票番号8110003) 2. 保険証券(賠償責任保険)契約日平成22年4月28日、証券番号1025864522) 3. 保険証券(費用・利益保険)(申込日平成22年4月28日、証券番号1025864513) (請求の内容の2の②に該当するもの)	部分公開 第7条 第4号	法人・取締役社長の印影	600円 230円 (地域活動推進課)	市長 (建設総務課)	22. 11. 30	
			2	1. 道路賠償責任保険被保険者証(契約番号第183号、証券番号第7105544657) 2. 支出命令書(平成22年4月30日決裁、伝票番号0005625-001) (請求の内容の2の③に該当するもの)	部分公開 第7条 第4号	法人の印影	400円 30円 (下水道課)	市長 (下水道課)	22. 11. 30	
			1	「下水道賠償責任保険」加入証(発行日平成22年4月14日、加入証番号10-112220-01) (請求の内容の2の④に該当するもの)	部分公開 第7条 第4号	法人の印影	200円 10円 (治水課)	市長 (治水課)	22. 11. 30	
			1	賠償責任保険証券(一般種目用)(契約日平成22年4月16日、証券番号5441483861) (請求の内容の2の⑤に該当するもの)	部分公開 第7条 第4号	法人・取締役社長の印影	200円 40円 (治水課)	市長 (治水課)	22. 11. 30	

個別の処理状況(12月分)

No.	請求日	請求の内容	対象公文書 件数	対象公文書 件名	区分	理由	公開決定等の内容	公開に係る費用 手数料	実施機関 (所管課)	決定日	備考	
18	22. 12. 7	国民健康保険課平成19年度仮番号表(P1～P5まで)	市内の個人 1	平成19年度仮番号表(P1～P5まで)	公開		非公開部分	0円	市長 (国民健康保険課)	22. 12. 17	閲覧後、対象公文書の交付	
19	22. 12. 16	弁護士委託料に係る歳出予算整理簿(平成20年度、平成21年度、平成22年度(平成22年12月16日現在))	その他 1	財務会計システムから出力したデータのうち、次のもの ・平成20年度歳出予算整理簿 のうち、「教:教育費、項:教 育総務費、目:事務局費、細 目:その他事務局費、節:委 託料、細節:弁護士委託料」 の部分 ・平成21年度歳出予算整理簿 のうち、「教:教育費、項:教 育総務費、目:事務局費、細 目:その他事務局費、節:委 託料、細節:弁護士委託料」 の部分 ・平成22年度歳出予算整理簿 のうち、「教:教育費、項:教 育総務費、目:事務局費、細 目:その他事務局費、細 目:その他事務局費、節:委 託料、細節:弁護士委託料」 の部分	部分公開 第7条 第6号 才	「件名等」のうち、学 校名		200円	30円	教育委員会 (総務課)	22. 12. 28	
20	22. 12. 16	平成22年10月に許可のあつた開発行為許可申請書(戸建住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドの用途のものを除く)のうち、申請書(裏面を除く)、設計説明書(裏面を除く)、位置図、給排水計画図	その他 2	1. 開発行為許可申請書(許可番号平成22年10月8日第43号) のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、 計画配置図。 2. 開発行為許可申請書(許可番号平成22年10月25日第57号) のうち、申請書、設計説明書(裏面を除く)、案内図、 配置図。	部分公開 第7条 第4号	・個人の印影 ・法人の印影		400円	90円	市長 (開発指導課)	22. 12. 28	

個別の処理状況(1月分)

No.	請求日	請求の内容	対象公文書 件数	対象公文書 件名	区分	公開決定等の内容	公開に係る費用 手数料	実施機関 (所管課)	決定日	備考
21	23.1.5	平成22年医事業務委託契約書 (直近のもの)	その他 1	越谷市立病院医事業務等業務委託契約書(契約番号平成22年5月28日越病契第253号)	部分公開 第7条第4号	法人の印影	200円	市長 (市立病院庶務課)	23.1.12	
22	23.1.6	平成22年11月1日から平成22年12月31日までに許可の申請書(戸建住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンド)のうち、申請書(裏面を除く)、設計説明書(裏面を除く)、位置図、給排水計画図。ただし、印影を除く。 なお、変更申請がある場合は、最終のもの(この場合、当初許可申請の申請書(かがみ部分)を含む)	その他 2	1.開発行為許可申請書(許可番号平成22年12月10日第65号) のうち、申請書、設計説明書裏面を除く)、案内図、土地利用計画図。ただし、印影を除く 2.開発行為許可申請書(許可番号平成22年12月28日第79号) のうち、申請書、設計説明書裏面を除く)、案内図、土地利用計画図;給排水計画図。ただし、印影を除く	公開 2		400円 90円	市長 (開発指導課)	23.1.18	
23	23.1.25	銀行納付の場合に埼玉りそな銀行から送られてくるものが分かる全ての書類 2.委託会社でOCR読み込みして作成したデータの保存期間が分かる文書	市内の個人	請求の内容に該当するもの	非公開 その他 (対象外)			市長 (国民健康保険課)	23.2.8	
24	23.1.27	1.納入済通知書の裏面に書かれていた数字の羅列の意味 が分かるもの 2.セブンイレブン大間野店のレジジャーナルとレジジャーナル一覧(平成19年10月19日分)	市内の個人	「OCR日計処理読み取り様書」のうち「5.ナンバーリング番号の使用について」の部分(請求の内容の1に該当するもの) 請求の内容の2に該当するもの	公開 1		0円 10円	市長 (情報統計課)	23.2.8	閲覧後、対象公文書の写しを交付
					非公開	不存在		市長 (納税課)	23.2.8	

個別の処理状況(2月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	件数	対象公文書件名	区分	理由	公開決定等の内容	公開に係る費用	実施機関(所管課)	決定日	備考
25	23.2.2	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する条例の等計画届(受付番号平成23年1月4日～平成23年1月31日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る))	その他	1	※3			・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名、住所 ・個人の印影 ・法人の印影	手数料 200円 複写料 470円	市長 (開発指導課)	23.2.16	

※3 平成23年1月4日～平成23年1月31日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの

- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月4日第1095号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月6日第1096号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月7日第1101号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月7日第1103号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月7日第1104号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月11日第1106号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月11日第1108号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月11日第1109号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月11日第1110号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月12日第1112号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月12日第1113号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月13日第1114号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月13日第1115号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月13日第1117号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月14日第1118号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月14日第1119号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月14日第1124号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月14日第1129号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月17日第1131号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月17日第1133号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月17日第1134号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月17日第1139号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月19日第1141号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月19日第1143号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月21日第1151号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月21日第1153号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月21日第1157号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月21日第1158号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月24日第1161号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月25日第1167号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月25日第1168号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月26日第1171号)のうち、届出書

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書	公開決定等の内容	公開に係る費用	実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分 理由	非公開部分 手数料 複写料金			
		・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月26日第1172号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月28日第1178号)のうち、届出書、別紙 ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月28日第1179号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月28日第1180号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月28日第1183号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月31日第1184号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月31日第1185号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月31日第1186号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成23年1月31日第1188号)のうち、届出書							22.2.2 取下げ (情報提供 で対応)
26	23.2.2	1. 土砂等発生元証明書の写し 2. 地質分析(濃度)結果証明書 の写し 3. つくばみらい市に存在する 残土処理場□□の発行し た残土搬入証明書の写し	利害関 係者					市長 (保育課)	
27	23.2.15	平成22年度生活保護における 診療報酬明細の点検業務契約 書	その他	委託契約書(レセプト点検等委 託、契約日平成22年4月28日、 受注者株式会社ニチイ学館)	部分公開 第7条 第4号	法人の印影	200円	市長 (契約課)	23.2.21
28	23.2.17	農地転用許可申請書類一式 (平方〇〇-〇、平方〇〇-〇)		農地法第5条第1項の規定によ る許可申請書(平成23年2月10 日受付第1034号)	部分公開 第7条 第1号 第2号 第4号 第7号	・申請書のうち、譲 渡(賃)人の職業 ・住民票の写しのう ち、生年月日、性 別、住民票となつた 日、前住所 ・資材置場用地造成 工事見積書のう ち、内訳、合計の 金額 ・資金計画書のう ち、金融機関の名 称、支店の名称、 預金の種別、金額 ・残高証明書のう ち、金融機関の名 称、支店の名称、 預金の種別、金額 ・定款のうち、 の出資口数 ・個人の印影 ・法人の印影	0円	農業委員会	23.3.2
				市内に 事務所 を有す る個人	1				

個別の処理状況(3月分)

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	件数	対象公文書件名	区分	公開決定等の内容	公開に係る費用	実施機関(所管課)	決定日	備考
29	23. 3. 2	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する条例の等計画届(第1号様式)平成23年2月1日～平成23年2月28日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	※4		※7 部分公開 第1号 第4号	個人の電話番号 担当者の氏名 個人の印影 法人の印影	手数料 200円	520円 (開発指導課)	23. 3. 15	

※4 平成23年2月1日～平成23年2月28日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの

- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月1日第1190号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月1日第1191号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月1日第1194号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月2日第1195号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月2日第1196号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月2日第1197号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月4日第1201号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月7日第1203号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月7日第1204号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月7日第1205号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月7日第1206号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月7日第1207号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月7日第1209号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月7日第1212号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月10日第1218号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月10日第1221号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月10日第1222号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月10日第1225号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月14日第1228号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月14日第1229号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月14日第1236号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月16日第1245号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月16日第1249号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月17日第1253号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月18日第1255号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月18日第1260号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月21日第1261号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月21日第1262号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月21日第1263号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月21日第1264号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月21日第1265号)のうち、届出書
- ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月21日第1266号)のうち、届出書

別紙

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書 件数	区分 件名	公開決定等の内容	公開に係る費用 手数料 複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
		・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月22日第1268号) ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月22日第1270号) ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月22日第1271号) ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月22日第1274号) ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月22日第1276号) ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月22日第1278号) ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月23日第1280号) ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月24日第1282号) ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月24日第1283号) ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月25日第1285号) ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月25日第1286号) ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月25日第1288号) ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月28日第1290号) ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月28日第1291号) ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月28日第1292号) ・開発行為等計画届(受付番号平成23年2月28日第1297号)								
30	23.3.2	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届で平成23年1月に受理されたた受付番号第1096号・第1119号・第1131号の3件について、公共施設整備等協定書に添付されている予定建築物概要標識、第2号様式・第6条関係)、近隣説明等報告書(別紙含む)	その他 市内個人	1	請求の内容に該当するもの 非公開 不存在			市長 (開発指導課)	23.3.15	閲覧後、対象公文書の写しを交付
31	23.3.3	越谷市OCR日計処理読取仕様書	市内個人	1	OCR日計処理読取仕様書	公開	0円 100円	市長 (情報統計課)	23.3.17	閲覧後、対象公文書の写しを交付
32	23.3.3	「AGSから送られてくるデータが、媒体から回線に変わつたのは、平成19年7月からである」という発言の根拠となる文書	市内個人	1	OCR日計処理納品資料の電子化について(2007/5/18) 公開	公開	0円 10円	市長 (情報統計課)	23.3.17	閲覧後、対象公文書の写しを交付
33	23.3.3	1.セブンイレブンで納付したときの平成19年度に有効な印影 2.埼玉りそな銀行で納付したときの平成19年度に有効な印影 3.平成19年度の印影変更届原簿合帳	市内個人	1	株式会社セブンイレブン・ジャパン公共料金等収納業務に関わる領収印影サンプル(請求の内容の1に該当するもの) 請求の内容の2・3に該当するもの	公開	0円 10円	市長 (納税課)	23.3.17	閲覧後、対象公文書の写しを交付
								市長 (出納課)	23.3.17	

No.	請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書	公開決定等の内容	公開に係る費用	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	手数料	複写料金		
34	23. 3. 31	アイネスのシステムで個人の取納記録の画面構成が説明されている文書	市内の個人	収納管理システム操作説明書のうち、7ページ、14ページ	非公開 第7条 第2号	非公開	0円	120円	23. 4. 14 公開決定等の期間延長
35	23. 3. 31	1. NTTデータから提供された納付に係るコンビニ店舗の印影全て 2. NTTデータから提供された納付に係る埼玉りそな銀行の印影	市内の個人	コンビニ店舗印影サンプル(請求の内容の1に該当するもの)	公開	非公開 第2号	0円	120円	23. 4. 14 閲覧後、対象公文書の写しを交付
36	23. 3. 31	埼玉りそな銀行のレジジャーナルの各項目の説明文書名と記載されているページ	市内の個人	請求の内容に該当するもの	非公開 第2号	非公開 不存在	0円	120円	23. 4. 14 市長(出納課)

第3 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報取扱事務の状況

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始したり、変更や廃止をしようとする場合は、越谷市個人情報保護条例に基づいて、収集する個人情報の取扱事務の名称や目的、対象者の範囲や記録の項目などを記載した個人情報取扱事務開始届出書等をあらかじめ市長に届け出なければなりません。

この個人情報取扱事務開始届出書等は、情報公開センターで閲覧することができます。

平成21年度末の個人情報取扱事務の届出件数は1,540件で、その後の平成23年3月31日までの1年間に、個人情報取扱事務の開始の届出が16件（前年度25件）、変更の届出が60件（前年度34件）、廃止の届出が37件（前年度14件）あり、平成22年度末の届出件数は1,519件となっています（※平成22年度末の届出件数＝平成21年度末の届出件数+開始届出件数-廃止届出件数）。

なお、実施機関別及び課別の個人情報取扱事務の届出状況については、表7のとおりです。

表7 個人情報取扱事務の届出状況 (平成23年3月31日現在)

実施機関及び課	21年度末の届出件数	事務移管による増減	22年度届出件数			22年度末の届出件数
			開始	変更	廃止	
市長	1,119		14	58	11	1,100
秘書課	11		0	0	0	11
広報広聴課	17		1	0	0	18
企画課	23		0	2	0	23
政策経営課	6		0	0	0	6
財政課	6		0	0	0	6
情報統計課	4		0	1	0	4
財産管理課	7		0	0	0	7
人権推進課	2		1	1	1	2
定額給付金室	0		0	0	0	0
文書法規課	13		0	0	0	13
人事研修課	29		0	2	0	29
契約課	9		0	1	0	9
総務管理課	15		0	1	0	15
工事検査課	3		0	0	0	3

実施機関及び課	21年度末 の届出件数	事務移管に による増減	22年度届出件数			22年度末 の届出件数
			開 始	変 更	廃 止	
市民税課	8		0	0	0	8
資産税課	10		0	0	0	10
納税課	4		0	0	0	4
市民課	26		1	1	0	27
北部出張所	0		0	0	0	0
南部出張所	0		0	0	0	0
地域活動推進課	22		1	1	0	23
危機管理課	22		0	1	0	22
くらし安心課	25		0	0	0	25
社会福祉課	27		1	0	0	28
障害福祉課	82		1	14	17	66
高齢介護課	50		1	7	0	51
国民健康保険課	47		0	1	1	46
市民健康課	49		2	4	2	49
児童福祉課	109		3	1	1	111
保育課	36		0	4	0	36
環境資源課	29		0	9	3	26
環境保全課	40		0	0	2	38
産業支援課	30		0	1	5	25
農政課	41		1	0	0	42
建設総務課	11		0	0	0	11
道路街路課	25		0	0	0	25
治水課	10		0	0	0	10
下水道課	9		0	2	0	9
営繕課	1		0	0	0	1
都市計画課	30		0	1	0	30
市街地整備課	19	2	0	1	0	21
再開発課	2	▲2	0	0	0	0
公園緑地課	11		0	1	0	11
開発指導課	6		0	0	0	6
建築住宅課	34		0	0	0	34
市立病院庶務課	60		1	0	0	61
市立病院医事課	40		0	0	0	40
出納課	9		0	0	0	9

実施機関及び課	21年度末の届出件数	事務移管による増減	22年度届出件数			22年度末の届出件数
			開始	変更	廃止	
消防本部総務課	10		0	1	0	10
	20		0	0	1	19
	9		0	0	0	9
	5		0	0	0	5
	6		0	0	0	6
教育委員会	261		1	2	3	259
総務課	38		0	0	3	35
	30		1	1	0	31
	45		0	0	0	45
	5		0	0	0	5
	91		0	0	0	91
	29		0	0	0	29
	23		0	1	0	23
選挙管理委員会	25		0	0	0	25
公平委員会	4		0	0	0	4
監査委員	3		0	0	0	3
農業委員会	35		1	0	1	35
固定資産評価審査委員会	2		0	0	0	2
議会	21		0	0	0	21
土地開発公社	20		0	0	0	20
越谷コミュニティセンター	36		0	0	0	36
施設管理公社	14		0	0	0	14
合計	1,540		16	60	37	1,519

※ [22年度末の届出件数] = [21年度末の届出件数] + [開始] - [廃止]

2 保有個人情報の目的外利用等の状況

実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用（目的外利用）や、実施機関以外の者への保有個人情報の提供（外部提供）が原則禁止されています。

しかし、すべての個人情報取扱事務にこの原則を適用すると、同じ情報を事務ごとに何度も本人から収集することとなり、本人にとって負担となったり、あるいは事務処理上非効率であったりします。そこで、一定の要件と手続きのもとで目的外利用や外部提供を認めて、市民の利便性の向上と事務の円滑化を図っています。

平成22年度の目的外利用は840件で、外部提供は526件となっています。

なお、実施機関別及び課別の保有個人情報の目的外利用及び外部提供の状況については、表8のとおりです。

表8 保有個人情報の目的外利用等の状況 (平成23年3月31日現在)

実施機関及び課	目的外利用	外部提供
市長	754	399
秘書課	4	5
広報広聴課	1	8
企画課	0	8
政策経営課	2	1
財政課	0	1
情報統計課	14	3
財産管理課	4	1
人権推進課	0	2
定額給付金室	0	0
文書法規課	0	9
人事研修課	3	12
契約課	1	1
総務管理課	1	3
工事検査課	0	3
市民税課	20	3
資産税課	17	2
納税課	10	4
市民課	18	17

実施機関及び課	目的外利用	外部提供
北部出張所	0	0
南部出張所	0	0
地域活動推進課	2	3
危機管理課	10	4
くらし安心課	8	9
社会福祉課	62	12
障害福祉課	60	38
高齢介護課	49	14
国民健康保険課	37	26
市民健康課	23	20
児童福祉課	147	33
保育課	27	14
環境資源課	6	8
環境保全課	13	23
産業支援課	5	7
農政課	24	6
建設総務課	7	0
道路街路課	31	7
治水課	8	1
下水道課	9	3
営繕課	5	0
都市計画課	80	17
市街地整備課	16	10
再開発課	0	0
公園緑地課	3	1
開発指導課	3	2
建築住宅課	13	11
市立病院庶務課	1	16
市立病院医事課	2	24
出納課	0	0
消防本部総務課	3	3
消防本部予防課	4	1
消防本部警防課	0	0
消防本部指令課	1	0

実施機関及び課		目的外利用	外部提供
	消防署本署	0	3
教育委員会		4 4	7 4
総務課 指導課 学校課 給食課 生涯学習課 体育課 図書館		5	9
		1	7
		2 5	1 5
		1	0
		1 2	3 0
		0	1 3
		0	0
選挙管理委員会		7	8
公平委員会		2	1
監査委員		1	2
農業委員会		1 6	6
固定資産評価審査委員会		1	0
議会		0	9
土地開発公社		1 1	1 0
越谷コミュニティセンター		3	1 0
施設管理公社		1	7
合	計	8 4 0	5 2 6

3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況

越谷市個人情報保護条例に基づく平成22年度の保有個人情報の開示請求の件数は26件（平成21年度は11件）で、開示請求の対象となった公文書数は38文書（平成21年度は45文書）でした。

また、実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表9、課別の処理状況は表10のとおりです。

表9 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況 () 内は平成21年度

実施機関	請求件数	処理状況				
		開示	部分開示	不開示	取下げ	合計
市長	26	10	18	1	2	31
	(10)	(6)	(6)	(0)	(0)	(12)
教育委員会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
公平委員会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
監査委員	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
農業委員会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
議会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
土地開発公社	0	0	0	0	0	0
	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(2)
越谷コミュニティセンター	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
施設管理公社	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合計	26	10	18	1	2	31
	(11)	(7)	(7)	(0)	(0)	(14)

※ 1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理状況の合計は一致しないことがあります。

表10 課別の処理状況

課名	処理状況				
	開示	部分開示	不開示	取下げ	合計
市長	広報広聴課	1	0	0	0
	企画課	0	1	0	0
	市民課	1	9	0	2
	国民健康保険課	3	2	1	0
	環境保全課	1	0	0	0
	開発指導課	0	1	0	0
	建築住宅課	1	0	0	0
	消防本部警防課	0	3	0	0
	消防署本署	1	1	0	0
	消防署間久里分署	1	1	0	0
	消防署大袋分署	1	0	0	0
合計		10	18	1	2
					31

4 不開示決定等の理由

不開示1件については、文書不存在によるものです。また、部分開示18件については、個人情報保護条例第15条第1号の第三者に関する情報、第2号の個人の評価等に関する情報、第4号の公共の安全等に関する情報及び第6号の事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報に該当するとしたものです。

5 開示請求の内容別件数及び個別の処理状況

開示請求の内容別件数は表11、個別の処理状況は表12のとおりです。

表11 開示請求の内容別件数

請求の内容	件数
住民票の写し、戸籍証明書等の請求書	12
救急活動記録票、火災原因調査に関する文書	6
国民健康保険の収納に関する文書	5
公害苦情受理（処理）、広聴事務処理に関する報告書	1
相談記録	1
開発行為等に係る要請書に添付した委任状	1

6 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況

平成22年度は、保有個人情報の訂正等の請求はありませんでした。

表12 個別の処理状況(5月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	不開示部分				
1	22. 5. 21	救急活動記録票(平成〇年〇月〇日)	1	救急活動記録票(平成〇年〇月〇日累計〇〇)	部分開示	第15条 第1号	通報者の氏名、性別、 電話番号	10円	市長 (警防課)	22. 6. 3	
2	22. 5. 28	住民票の写し等の請求書(平成22年4月9日)							市長 (市民課)	22. 5. 28	取下げ

個別の処理状況(6月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	不開示部分				
3	22. 6. 15	住民票の写し等の請求書(平成22年6月7日)	1	住民票の写し等融務上請求書(住民基本台帳法12条の3第2項等による申出)(平成22年6月7日受付)	部分開示	第15条 第4号	弁護士の職印の印影	0円	市長 (市民課)	22. 6. 21	
4	22. 6. 28	越谷市消防署保有、平成〇年〇月〇日母を殺害病院とは知らずに救急搬送したこと等他全関係文書	1	救急活動記録票(平成〇年〇月〇日累計〇〇)	部分開示	第15条 第1号	・通報者の氏名、性別 ・同乗者の氏名	30円	市長 (警防課)	22. 7. 12	

個別の処理状況(8月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報			開示決定等の内容			複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	不開示部分					
5	22.8.3	※1	※2	4	開示			180円	市長 (広報広聴課)	22.8.17		
※1	越広第45号 平成22年7月22日	国民健康保険税の件に関する面会について	※2									
1. 越広第45号の写し	1. 起案書の写し	1. 市長への手紙等受付カード(平成21年度整理番号來訪147) (平成22年3月30日決裁) (請求の内容の5、6に該当するもの)										
2. 起案書の写し(1ページ目と45号の記載ページ)	3. 発信簿の写し(1ページ目と45号の記載ページ)	2. 国民健康保険税に関するメールへの回答について(問い合わせ)(平成22年5月18日決裁) (請求の内容の6に該当するもの)										
4. 調査とする部物(あたたつた物証すべて(どのような証拠を検証したか))	5. 「教示内容に問題がない」との回答であるが、これの法的根拠	3. 市長への手紙等受付カード(平成22年度整理番号137) (平成22年7月22日決裁) (請求の内容の)、2、4、6に該当するもの)										
6. 越広第45号を作成するにあたり行つた会議等の記録と経過内容を示す全ての記録	補足:越広第45号を作成するにあたり、高橋市長が確認した経過内容全てについて	4. 平成22年度文書収受発送簿のうち、越広第45号を採番した部分 (請求の内容の3に該当するもの)										
6	22.8.23	戸籍の謄本・改製原戸籍の謄本・戸籍の附票の写しの請求書(平成22年8月13日)	1. 戸籍謄本等職務上請求書(戸籍法10条の2第3項から第5項までの規定による請求)(平成22年8月13日受付) 2. 住民票の写し等職務上請求書(住民基本台帳法12条の3第2項等による申出)(平成22年8月13日受付)	部分開示 第15条 第4号	弁護士の職印の印影	弁護士の職印の印影		20円	市民課 (市民課)	22.9.1		

個別の処理状況(9月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報 件数	件名	区分	理由	開示決定等の内容	複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
7	22. 9. 10	1. 広聴事務処理(平成〇年〇月〇日)間久里・大袋分署に対する苦情の公害苦情受理報告書(前回請求以降のもの) 3. 建築住宅課とのやりとりが分かるもの	1	広聴事務処理報告書(平成〇年〇月〇日〇時〇分間久里分署受付分)(請求の内容の1の一部に該当するもの)	開示			10円	市長(間久里分署)	22. 9. 22	
			1	広聴事務処理報告書(平成〇年〇月〇日〇時〇分大袋分署受付分)(請求の内容の1の一部に該当するもの)	開示			10円	市長(大袋分署)	22. 9. 22	
			3	1. 公害苦情受理(処理)報告書(受付番号:〇年度〇-〇)(平成〇年〇月〇日決裁) 2. 公害苦情受理(処理)報告書(受付番号:〇年度〇-〇)(平成〇年〇月〇日決裁) 3. 公害苦情受理(処理)報告書(受付番号:〇年度〇-〇)(平成〇年〇月〇日決裁) (請求の内容の2に該当するもの)	開示			100円	市長(環境保全課)	22. 9. 22	
			3	1. □□苦情(平成〇年〇月〇日付け) 2. □□苦情と概要書の交付について(平成〇年〇月〇日付け) 3. □□の□□に對しての苦情について(平成〇年〇月〇日付け) (請求の内容の3に該当するもの)	開示			30円	市長(建築住宅課)	22. 9. 22	

個別の処理状況(10月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報 件数	件名	区分	理由	開示決定等の内容	複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
8	22.10.12	改製原戸籍の謄本の写し請求書(平成22年10月7日)	1	戸籍証明書等の請求書(平成22年10月7日受付)	部分開示	第15条 第4号	個人への印影	20円	市長 (市民課)	22.10.14	
9	22.10.19	戸籍証明書等の請求書(平成22年7月3日～10月14日まで)	2	1. 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(平成22年8月27日郵送受付) 2. 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(平成22年9月1日郵送受付)	部分開示	第15条 第4号	税理士の印影	20円	市長 (市民課)	22.10.25	
10	22.10.21	平成〇年〇月〇日(□)〇時〇分頃、越谷市相模町先路上において発生したバイク事故に伴う救急活動記録	1	救急活動記録票(平成〇年〇月〇日累計○○)	部分開示	第15条 第1号	通報者の氏名、性別、電話番号	10円	市長 (警防課)	22.10.28	
11	22.10.27	平成〇年〇月〇日に発生した火災に係る火災調査報告書	1	火災調査について(報告)(平成〇年〇月〇日決裁)	部分開示	第15条 第1号 第6号 才	※3	650円	市長 (間久里分署)	22.11.10	
※3 ・火災調査書のうち、類焼家屋の延べ面積 ・実況見分調査書(第1回)のうち、類焼家屋関係者の職業、年齢、世帯員数、類焼家屋の延べ床面積 ・火災現場写真綴のうち、写真No.5～No.18(写真説明を除く) ・現場質問調査書(第1回)のうち、類焼家屋の被質問者の職業、氏名、生年月日、年齢、供述部分 ・火災原因判定書のうち、類焼家屋の被質問者の氏名 ・火災損害集計書のうち、類焼家屋の人員、損害額 ・建物損害明細書のうち、類焼家屋申告者の職業、建物の延べ面積、建築時の価格、損害額、り災人数、加入火災保険の内容 ・動産損害明細書のうち、類焼家屋申告者の職業、世帯員の氏名・年齢・性別、動産の種別ごとの数量・損害額 ・車両・船舶・航空機損害明細書のうち、類焼家屋申告者の職業、車両の運転者氏名・購入年月・購入金額・自家・営業別、損害額、加入火災保険の内容											
12	22.10.28	ほつと越谷の相談記録	1	相談記録(平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日)	部分開示	第15条 第1号 第2号 第6号 才	・開示請求者以外の者の氏名、相談内容等の部分 ・相談員の所見・評価等の部分	470円	市長 (企画課)	22.11.11	

個別の処理状況(11月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容		複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由				
13	22.11.17	戸籍謄(抄)本請求書(平成22年9月～10月10日まで)	1	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(平成22年10月1日郵送受付)	部分開示	第15条 第4号	司法書士の職印の印影	10円	市長 (市民課)	22.11.24

個別の処理状況(12月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容		複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由				
14	22.12.28	開発行為等事前に係る要請書に添付した委任状(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第□-○号)	1	開発行為等事前協議書(受付番号:□-○受付年月日:平成〇〇年〇〇月〇〇日)のうち、委任状の部分	部分開示	第15条 第4号	開示請求者以外の個人の印影	10円	市長 (開発指導課)	23.1.11

個別の処理状況(1月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報 件数	件名	区分	理由	開示決定等の内容	複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
15	23. 1. 7	戸籍証明書等の請求書(平成23年1月4日受付)	1	戸籍証明書等の請求書(平成23年1月4日受付)	部分開示	第15条 第1号 第4号	・請求者の住所 ・請求者の押印	10円	市長 (市民課)	23. 1. 14	
16	23. 1. 21	平成〇年〇月〇日に発生した北越谷〇-〇-〇のビル火災に係る火災調査報告書	1	火災原因調査について(報告)(平成〇年〇月〇日決裁)のうち、防火管理等調査書	部分開示	第15条 第1号	・建物の居住者数 ・通報者の氏名	10円	市長 (消防署)	23. 2. 1	
17	23. 1. 24	住民票の写し等請求書(平成23年1月19日受付)	1	住民票又は附票の写しの申請書(平成23年1月19日郵送受付)	部分開示	第15条 第1号 第4号	・担当者の自宅住所 ・開示請求者以外の個人の印影 ・法人の印影 ・連帯保証人の押印	0円	市長 (市民課)	23. 1. 31	
18	23. 1. 25	1. 平成20年7月7日付けの本人宛通知の作成の根拠となる文書 2. 平成20年10月14日付けの越国保第570号の作成の根拠となる文書	1	平成19年度国民健康保険税の納付確認に係る異議申立てに対する決定について(同い)(平成20年10月9日決裁) (請求の内容の2に該当するもの)	開示			40円	市長 (国民健康保険課)	23. 2. 8	閲覧後、対象保有個人情報を交付
			1	国民健康保険税の納付に係る回答について(同い)(平成20年7月7日決裁) (請求の内容の1に該当するもの)	部分開示	第15条 第1号	委託先業者担当者の氏、メールアドレス	1060円			

個別の処理状況(2月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	不開示部分				
19	23.2.8	住民票の写し等の請求書(平成23年1月12日)	1	申請書(平成23年1月12日郵送受付)	部分開示	第15条第4号	法人の印影	0円	市長(市民課)	23.2.17	
20	23.2.9	平成〇年〇月〇日発生の北越谷〇-〇のビル火災に係る消防設備の作動状況が分かるもの	1	火災原因調査について(報告)(平成〇年〇月〇日決裁)のうち、平成〇年〇月〇日に聽取した現場質問調査の中での消防設備の作動状況が分かる部分	開示			10円	市長(消防署)	23.2.22	
21	23.2.18	印鑑登録証明書交付申請書(平成21年4月16日、平成23年1月31日)	2	1.印鑑登録証明書交付申請書(平成21年4月16日) 2.印鑑登録証明書交付申請書(平成23年1月31日)	開示			20円	市長(市民課)	23.2.23	
22	23.2.21	戸籍証明書等の請求書(平成20年6月30日発行分)							市長(市民課)	23.2.25 取下げ	
23	23.2.24	住民票の写し等の請求書(平成23年2月21日)	1	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(平成23年2月21日郵送受付)	部分開示	第15条第4号	行政書士の職印の印影	10円	市長(市民課)	23.2.28	

個別の処理状況(3月分)

No.	請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	不開示部分				
24	23. 3. 9	平成22年7月22日回答において「十分審理した上で」とあるが、審理に関わった者の氏名が分かる文書	1	平成19年度国民健康保険税の納付確認に係る異議申立てに対する決定について(同い)(平成20年10月9日決裁)のうち、起案の部分	開示			0円	市長 (国民健康保険課)	23. 3. 23	
25	23. 3. 9	平成21年8月26日不服申立てに対して行わられた不服審査会の議事録、会議録、構成員の開示		請求の内容に該当するもの	不開示	不存在			市長 (国民健康保険課)	23. 3. 23	
26	23. 3. 9	平成22年7月22日回答において「十分審理した上で」とあるが、この審理の議事録、会議録、メモ等	1	平成19年度国民健康保険税の納付確認に係る異議申立てに対する決定について(同い)(平成20年10月9日決裁)	開示			120円	市長 (国民健康保険課)	23. 3. 23	閲覧後、対象保有個人情報を交付
			1	国民健康保険税の納付に係る回答について(同い)(平成20年7月7日決裁)	委託先業者担当者の氏、メールアドレス	第15条 第1号	部分開示	280円			

第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、情報公開請求に対する決定及び保有個人情報の開示・訂正等の請求に対する決定について、不服があった場合の救済機関で、公平で迅速な審査を行う第三者機関として、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申する市長の附属機関です。

諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重して、当該異議申立てについての決定をします。

審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています（表13）。

表13 審査会委員

（平成23年3月31日現在）

氏名	選任区分	役職名
右崎正博	識見を有する者	会長
茅沼英幸	識見を有する者	会長職務代理者
吉村総一	識見を有する者	

2 不服申立ての状況

平成22年度は、異議申立てはありませんでした。

3 審査会の開催状況

平成22年度は、異議申立てがなかったため、審査会の開催はありませんでした。

第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るために設置されている市長の附属機関です。

この審議会は、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により、審議会の意見を聴くこととされた事項について審議し、答申するとともに、実施機関から新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、市長に意見を述べる機関です。

審議会は、市民の方（公募による3人を含む）や学識経験者等からなる10人の委員で構成されています（表14）。

表14 審議会委員

（平成23年3月31日現在）

氏 名	選任区分	役職名
栗原章人	団体推薦	
村田奇一	団体推薦	
山越博子	団体推薦	
川俣薰	公募	
橋本瑛子	公募	
星野和枝	公募	
神谷園江	学識経験者	
河内智子	学識経験者	会長
塚田有祥	学識経験者	副会長
前嶋和弘	学識経験者	

2 審議会の開催状況

平成22年度は、審議会を1回開催しました。実施機関から、防犯等カメラ設置事務に係る映像の外部提供や新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、個人情報保護条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項（防犯等カメラ設置事務並びに救急医療情報キット事務）について審議しました。

審議会の開催状況は、表15のとおりです。

表15 審議会の開催状況

開 催 日	主 な 内 容
第1回 平成22年11月29日	<ul style="list-style-type: none">・防犯等カメラ設置事務に係る映像の本人以外収集・目的外利用等に関する審議及び答申について・防犯等カメラ設置事務に係る映像の外部提供の報告について・救急医療情報キット事務に係る目的外利用等に関する審議及び答申について・平成21年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況の報告について・個人情報取扱事務の各種届出の報告について

3 意見照会書及び審議会答申

本人以外収集に関する意見照会書

越地第291号

平成22年11月11日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会長 河内智子様

越谷市長 高橋 努

次のとおり個人情報の収集を行いたい
に係る本人通知を不要としているので、越谷市個人情報保護条例 第6条第3項第8号 の規定により意見を求めます。
第6条第4項ただし書

個人情報取扱事務の名称	防犯等カメラ設置事務
個人情報取扱事務の目的	①防犯 ②施設利用者の安全管理
個人情報の記録の対象者の範囲	市民等(不特定多数)
個人情報の収集先	別添のとおり
本人以外から個人情報を収集する理由	事務の性質上、本人収集は適さないため
本人通知を不要とする理由	記録の対象者が不特定多数であること等から、本人通知をすることが不可能なため
所管課	協働安全部地域活動推進課
備考	

保有個人情報目的外利用等に関する意見照会書

越地第292号

平成22年11月11日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会長 河内智子様

越谷市長 高橋 努

次のとおり個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要としたいので、
越谷市個人情報保護条例第8条第3項ただし書の規定により意見を求める。

個人情報取扱事務の名称	防犯等カメラ設置事務
目的外利用等の区分等	<input type="checkbox"/> 目的外利用 [利用先] <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供 [提供先 警察その他関係機関]
目的外利用等をする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
目的外利用等をする個人情報取扱事務の名称	警察その他関係機関の捜査等
目的外利用等をする理由	犯罪被害が発生したときなどに、外部提供をする必要があるため
目的外利用等をする個人情報の記録の対象者	市民等 (不特定多数)
目的外利用等をする個人情報の記録の項目	映像
外部提供を受ける者に対する個人情報の保護措置	使用目的以外の使用的禁止等
本人通知を不要とする理由	主に防犯を目的としているため、事務の性質上、本人通知は適さないと考えられるため
所管課	協働安全部地域活動推進課
備考	

越 情 審 議 第 5 号
平成 22 年 11 月 29 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 河 内 智 子

防犯等カメラ設置事務に係る本人以外収集・保有個人情報
目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成 22 年 11 月 11 日付け越地第 291 号及び越地第 292 号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第 6 条第 3 項第 8 号、第 6 条第 4 項ただし書及び第 8 条第 3 項ただし書の規定による「本人以外収集・保有個人情報目的外利用等」については、公益性の観点からその内容を適當なものと認めましたので答申します。

なお、防犯等カメラの運用にあたっては、「防犯等カメラの設置等に関する取扱要領」に従い、万全を期すよう要望します。

保有個人情報目的外利用等に関する意見照会書

越 高 介 第 4 0 8 号

平成 22 年 11 月 16 日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 河 内 智 子 様

越 谷 市 長 高 橋 努

次のとおり個人情報の目的外利用等を行いたい
に係る本人通知を不要としたいので、

越谷市個人情報保護条例 第8条第1項第6号 の規定により意見を求めます。
第8条第3項ただし書

個人情報取扱事務の名称	救急医療情報キット事務
目的外利用等の区分等	<input type="checkbox"/> 目的外利用 [利用先] <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供 [提供先 民生委員]
目的外利用等をする期間	平成 23 年 1 月 4 日から 平成 年 月 日まで
目的外利用等をする個人情報取扱事務の名称	_____
目的外利用等をする理由	65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯に救急医療情報キットを配布するとともに、民生委員と地域の高齢者等との関係を構築するため
目的外利用等をする個人情報の記録の対象者	65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯の者
目的外利用等をする個人情報の記録の項目	氏名、性別、生年月日・年齢、住所等
外部提供を受ける者に対する個人情報の保護措置	使用目的以外の使用の禁止等
本人通知を不要とする理由	民生委員が訪問した際に、目的等を説明するため
所管課	健康福祉部高齢介護課
備考	

越 情 審 議 第 6 号
平成 22 年 11 月 29 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 河 内 智 子

救急医療情報キット事務に係る保有個人情報目的外利用等
に関する意見照会について（答申）

平成 22 年 11 月 16 日付け越高介第 408 号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 6 号及び第 8 条第 3 項ただし書の規定による「保有個人情報目的外利用等」については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、外部提供にあたっては、個人情報の記録の対象者の権利利益を不当に侵害することのないよう、提供先の民生委員に対し、適正な取扱いについて周知徹底するよう要望します。

また、今後においては、高齢者等が安心した生活を送れるよう平素から地域で見守り活動等を行っている民生委員が果たす役割の重要性と、民生委員法の趣旨等にかんがみ、これに類する目的の外部提供については、同法に基づく外部提供として取り扱うことで差し支えありません。

越谷市情報公開条例

〔平成11年3月31日
条例第10号〕

改正 平成12年9月29日条例第37号 平成17年3月31日条例第1号
平成22年12月22日条例第34号

前文

越谷市は、開かれた市政の実現を図るべく、情報を積極的に提供する努力を重ねてきたところである。また、地方分権が進展する中においては、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政の公正の確保と透明性の向上や市民参加の拡充がより一層求められており、情報公開の重要性がますます高まっている。

情報公開制度は、地方自治の本旨に基づいて、市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与するものでなければならない。

このような考え方にして、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。

(1) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

(2) 議会

(3) 越谷市土地開発公社及び財団法人越谷市施設管理公社

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの

(2) 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(この条例の解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求するものの権利を尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続き)

第6条 公文書の公開を請求するものは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を当該請求に係る公文書を管理している実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）
- (2) 公開を請求しようとする公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項
- (3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定による請求（以下「公開請求」という。）があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認められるもの
- (2) 法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報
 - イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報
- (3) 実施機関と国等（国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。）との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

- (4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報
- (5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの
 - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報
- (7) 法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報

(部分公開等)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条第1号から第6号までに規定する非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を開くことができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき、公開請求に係る公文書を保有していないとき及びその他の理由により公文書の全部を公開しないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に公開決定等をすることができないときは、公開請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、当該期間内に公開決定等をすることができなかつた公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 当該期間内に公開決定等をすることができなかつた公文書について
公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項又は第2項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ア又はイに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日の間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第17条及び第18条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第11条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による公文書の公開にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 公開決定に基づき公文書の公開を受けた者は、最初に公開を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に公開を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(費用負担)

第16条 この条例の規定に基づく公文書の公開については、別表に定める手数料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものが公開請求をするときは、手数料を徴収しない。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

- (5) 前各号に掲げるもののほか、公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの
- 2 前項本文の手数料は、公文書の公開の際、これを徴収する。
- 3 公文書の写しの交付を受ける場合の当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

(審査会への諮問)

第17条 公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合
- (2) 決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとする場合。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き）

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

(公文書の管理)

第20条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(公文書の検索目録等の作成)

第21条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録等を作成し、一般の利用に供するものとする。

(審議会への意見聴取)

第22条 実施機関は、この条例による情報公開制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、越谷市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聽かなければならない。

(実施状況の公表)

第23条 市長は、毎年度、実施機関の公文書の公開決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(情報公開の総合的な推進)

第24条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書の公開決定を行うほか、情報提供施策の拡充を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第25条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第26条 法令又は他の条例（越谷市個人情報保護条例（平成12年条例第40号）を除く。）の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、この条例は、適用しない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成11年4月1日（以下「適用日」という。）以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 適用日前に作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号に掲げる実施機関（以下「越谷市土地開発公社等」という。）に関しては、この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成12年4月1日（以下「特例適用日」という。）以後に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書

(2) 特例適用日前に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

4 越谷市土地開発公社等は、特例適用日が属する会計年度前に作成し、又は取得した公文書の目録等について、越谷市情報公開条例の一部を改正する条例（平成17年条例第1号）の施行の日から起算して5年以内に作成するよう努めるものとする。

附 則（平成12年条例第37号）

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前になされた不服申立てで、この条例の施行の日以後に決定が行われるものについて、この条例による改正前の越谷市情報公開条例第17条の規定により既に越谷市情報公開審査会に対して行った諮問については、この条例による改正後の越谷市情報公開条例第17条の規定により越谷市情報公開・個人情報保護審査会に対して行った諮問とみなす。

附 則（平成17年条例第1号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第34号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第16条関係）

公開の区分	手数料
閲覧	1件名につき200円
視聴	1件名につき200円
写しの交付	1件名につき200円

備考

- 1 1件名とは、閲覧又は写しの交付においては決裁、供覧等の手続きを一にするものをいい、視聴においてはフィルム、磁気テープ等の規格、本数等にかかわらず、1事案をいう。
- 2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧又は視聴に係る公文書の写しを交付する場合においては、当該閲覧、視聴及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。

越谷市個人情報保護条例

〔平成12年9月29日
条例第40号〕

改正 平成17年3月31日条例第2号 平成22年12月22日条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 次に掲げる機関をいう。

ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

イ 議会

ウ 越谷市土地開発公社及び財団法人越谷市施設管理公社

(2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものとしいう。

(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）第2条第2項に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。

(4) 事業者 法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

(5) 本人 個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により識別され得る当該個人をいう。

(6) 電子計算組織 電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たつて個人情報の収集等をするときは、個人の権利利益を害することのないように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

(収集の原則及び制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集をするときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が越谷市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 争訟、選考、指導、相談等の事務又は事業を遂行するために個人情報を収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。
- (5) 所在不明、心身喪失その他の理由により本人から収集することができないとき。
- (6) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (7) 国若しくは他の地方公共団体又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

4 実施機関は、前項第6号から第8号までの規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称

- (2) 個人情報取扱事務の目的
 - (3) 個人情報の記録の対象者の範囲
 - (4) 個人情報の記録の項目
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後、速やかに、市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。
- 5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出を受けたときは、その内容を市民の閲覧に供さなければならぬ。
- (利用及び提供の制限)
- 第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外の者への保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 目的外利用をする場合又は国若しくは他の地方公共団体へ外部提供をする場合において、当該保有個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (1) 目的外利用等をした個人情報取扱事務の名称
 - (2) 目的外利用等をした理由
 - (3) 目的外利用等をした個人情報の記録の項目
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 3 実施機関は、第1項第4号から第6号までの規定により目的外利用等をしたときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるとき

は、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第9条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 保有個人情報は、正確かつ最新なものとすること。

(2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止すること。

(3) 保有する必要のなくなった個人情報（歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。）は、速やかに、廃棄し、又は消去すること。

2 実施機関は、前項に規定する事務を処理させるため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託するときは、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講ずるとともに、当該委託契約を締結した者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。以下「受託者」という。）に、必要かつ適切な監督をしなければならない。

2 市長は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託した場合において、個人情報が不適正に取り扱われるおそれがあると認めるとときは、受託者に必要な報告を求め、又は実施機関の職員に当該受託者の事務所、事業所その他当該委託を受けた業務（以下「受託業務」という。）を行う場所に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする実施機関の職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(受託者等の責務)

第12条 受託者は、受託業務の範囲内で、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

2 受託業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して

知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(保有個人情報の開示の請求)

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で満15歳以上のものである場合には、本人の同意を得るものとする。

(開示請求の手続き)

第14条 開示請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの

(2) 個人の評価、診断、判定、選考、試験、相談、指導その他これらに類する事項に関する情報であって、開示しないことが正当であると認められるもの

(3) 実施機関と国等（国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。）との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

(5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審

議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの

ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報

オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報

(7) 法令等の規定により開示することができないとされている情報

(部分開示等)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、期間の経過により不開示情報に該当しなくなったときは、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に第15条第1号から第6号までに規定する不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の全部を開示しないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

- 第20条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等をすることができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

- 第21条 開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするときは、第19条第1項又は第2項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第28条及び第29条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、

開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 保有個人情報の開示は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第19条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 第14条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(訂正、削除、目的外利用等の中止の請求)

第23条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報について、事実に誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求をすることができる。

2 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報が第6条の規定による収集の制限を超えて収集されていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の削除の請求をすることができる。

3 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報が第8条第1項の規定によらないで目的外利用等をされていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

4 実施機関は、訂正、削除又は目的外利用等の中止（以下「訂正等」という。）の請求に係る保有個人情報について、訂正等の権限がないときその他訂正等をしないことについて相当な理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正等をしないことができる。

5 第13条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求の手続き)

第24条 訂正等の請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正等の請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正等を求める内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容

が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

- 3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。
(訂正等の請求に対する決定等)

第25条 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、訂正等をした上で、訂正等の請求をした者（以下「訂正等請求者」という。）に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の一部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、一部の訂正等をした上で、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正等をしないとき（訂正等の請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の訂正等をしないときを含む。）は、訂正等をしない旨の決定をし、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第26条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正等の請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第24条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 第20条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。
(費用負担)

第27条 この条例の規定に基づく保有個人情報の開示、訂正等に係る手数料は、無料とする。

- 2 保有個人情報の写しの交付を受ける場合の当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

（審査会への諮問）

第28条 開示決定等又は訂正決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合
- (2) 決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第30条において同じ。）又は訂正決定等（訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示又は訂正等をすることとする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

(諮問をした旨の通知)

第29条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き)

第30条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
(実施機関に対する苦情の処理)

第31条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申し出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

(事業者に対する苦情の処理)

第32条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する処理を行う場合に必要があると認めるときは、事業者に対し、説明、資料の提出その他必要な措置を当該事業者に求めることができる。

(区域内の事業者等への支援)

第33条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市の区域内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(審議会への意見聴取)

第34条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

(実施状況の公表)

第35条 市長は、毎年度、実施機関における個人情報の取扱い及び保有個人情報の開示決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第36条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第37条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第38条 他の法令等（越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）を除く。）の規定により個人情報の開示、訂正等の請求ができる場合については、この条例は、適用しない。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第40条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第41条 前条に規定する者が、その職務又は業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第42条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第43条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

3 この条例の施行の際現に実施機関において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

4 第2項の規定にかかわらず、越谷市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年条例第2号。以下「改正条例」という。）の施行の

際現に第2条第1号ウに掲げる実施機関（以下「越谷市土地開発公社等」という。）において行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

- 5 第3項の規定にかかわらず、改正条例の施行の際現に越谷市土地開発公社等において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

（越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止）

- 6 越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和55年条例第33号）は、廃止する。

附 則（平成17年条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

（越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

- 2 越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成11年条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

（越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

- 3 越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成12年条例第41号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則（平成22年条例第34号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

越谷市長が保有する情報の提供に関する規程

〔平成19年4月16日
訓令第6号〕

改正 平成20年5月12日訓令第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号。以下「公開条例」という。）第24条の規定に基づき、情報提供施策の拡充を図るため、市長が保有する情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 公開条例第2条第2項に規定する公文書に記録されている情報をいう。
- (2) 情報提供 情報又は当該情報に必要な加工をしたものをして簡易迅速に市民等又は保有個人情報の本人へ提供することをいう。
- (3) 保有個人情報 越谷市個人情報保護条例（平成12年条例第40号。以下「保護条例」という。）第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。

(情報提供の基準)

第3条 次に掲げる情報については、公開請求を待つまでもなく情報提供をするよう努めるものとする。ただし、提供する情報の内容等からみて、個人又は法人等の正当な権利利益を害するおそれがないと認められる場合に限る。

- (1) 公表した行政資料等に記載されている情報
- (2) 法令、条例、規則、要綱、この規程以外の訓令等（以下「法令等」という。）に基づき公表した情報
- (3) 優先として公表している情報で、今後も公表しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
- (4) 公開請求に基づき公開した情報及びこれと同種の情報で、今後も公開しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
- (5) 判決等により公開することが一般的になっている情報
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公開条例第7条各号に規定する非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報

2 保有個人情報は、前項及び次条の規定によるほか、保護条例第8条第1項各号のいずれかに該当する場合でなければ情報提供をすることができない。

(保有個人情報の本人への情報提供)

第4条 自己に関する保有個人情報が、保護条例第15条各号に規定する不開示情報に該当しないことが明らかであると認められる場合には、開示請求を待つまでもなく本人へ情報提供をするよう努めるものとする。

2 自己に関する保有個人情報を本人へ情報提供する際には、当該保有個人情報の本人であることを確認するため、運転免許証、旅券その他これらに類するものにより、本人確認手続きを慎重に行うものとする。

(情報提供をするときの配慮)

第5条 情報提供に当たっては、正確性の確保を図るとともに、市民等又は保有個人情報の本人にわかりやすい説明を心がけるほか、必要に応じて適正使用を求めるものとする。

2 提供する情報又は保有個人情報の一部に非公開情報又は不開示情報が含まれている場合において、非公開情報又は不開示情報の部分を容易に区分して除けるときは、当該部分を除いて情報提供をするよう努めるものとする。

(書面等による情報提供)

第6条 市民等又は保有個人情報の本人から、書面等による情報提供の求めがあったときは、これに応じるよう努めるものとする。

2 書面等の作成及び送付に要する費用は、市民等又は保有個人情報の本人の負担とし、その取扱いについては、越谷市情報公開条例施行規則(平成11年規則第45号)第5条又は越谷市個人情報保護条例施行規則(平成13年規則第1号)第17条に定めるところによる。ただし、公益性が高い使用と認められる場合は、この限りでない。

3 書面等の作成に要する費用は、原則として越谷市情報公開センターにおいて収納するものとする。

(情報提供に係る事務処理)

第7条 情報提供に当たっては、必要に応じて起案、報告等の事務処理を行うものとする。

(適用除外)

第8条 情報又は保有個人情報の提供について、法令等に別段の定めがあるときは、当該法令等の定めるところによる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、市長が保有する情報の提供に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成20年訓令第7号)

この訓令は、平成20年5月15日から施行する。

平成22年度 情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況

発行 越谷市
〒343-8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
TEL 048-963-9136（直通）
編集 越谷市情報公開センター

平成23年9月